

協働の推進にかかる取組状況

・防府市参画及び協働の推進に関する条例（第4章：第16条～第19条）

（協働の推進）

第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。

2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

協働を推進するにあたっての基本的な考え方を定めたもの
平成29年1月に各所属に1名以上の協働推進員を配置し、協働に関する庁内の体制整備を行った。
協働推進員は、各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進することを目的として設置するもの。【選任状況】H29: 54名、H28: 52名

（協働による事業の提案）

第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

【取組み状況等】

協働事業提案制度の創設。平成29年度から制度運用開始。

（参考）

提案状況は行政提案型1件（デートDV防止の啓発事業）

市民提案型2件（地域への愛着を持った子どもを育てるための指導者育成事業、野島活性化を目指す「非日常的な暮らし体験」事業）。相談件数 計9件。

H29.9.28 公開プレゼンテーション開催。防府市協働事業推進委員会による審査・選考。

(人材の育成)

第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。

【取組み状況等】

(市民等への取り組み)

○参画と協働によるまちづくりフォーラムの開催（基調講演・活動事例発表・ワークショップ）

H26/2/8 参加者約130名（市民・市民活動団体・自治会・企業・学校・市職員）

○各種講座、交流会等の開催（防府市市民活動支援センターでの取組み）

まちづくりボランティア養成講座

H28: 1回(14名)、H27: 1回(24名)、H26: 6回(55名)、H25: 1回(8名)

登録団体との連携講座

H28: 19回(202名)、H27: 15回(133名)、H26: 12回(162名)、H25: 17回(264名)

円卓会議

H28: 2回(39名)、H27: 1回(47名)

市民活動フェスタの開催（2日間）

H28: 協力団体21団体 来場者数約2,800名

H25～H27: 協力団体20団体 来場者数約 2,000名

○参画・協働を推進するための交流セミナーの実施（防府市市民活動支援センターでの取組み）

出前講座・・・市職員が講師となり市の取り組みについて講義

H28 4回 防災・災害から子どもや女性を守る【防災危機管理課】

維新150年記念関連事業を活用して防府市の観光振興を考える【おもてなし観光課】

体験型観光の企画づくり【おもてなし観光課】

協働事業提案制度勉強会【市民活動推進課】

参加者43名

H27 3回 観光振興施策【おもてなし観光課】

和文化の観光まちづくり【おもてなし観光課】

協働事業提案制度勉強会【市民活動推進課】

参加者28名

H26 2回 総合計画・予算のたて方【総合政策課・財政課】

行政との協働【市民活動推進課】

参加者13名

H25 2回 子育て施策【子育て支援課】

防災について【防災危機管理課】

参加者23名

(市長等への取り組み)

○協働に関する職員研修

H23～27年度 受講者：課長級～主任級 計411名

H28は従来の協働研修にかえ、課長級職員42名に対し新設する協働事業提案制度及び協働事業推進員の業務に関する説明会を実施。また、協働推進員52名（H29は54名を選任）に対して推進員の業務、協働事業提案制度の制度説明を中心とした研修を実施。（参加者47名）

○協働の手引き作成

28年度中に職員向けのものを作成し、全庁に共有。

(活動の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。

2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織（市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。）の充実に努めるものとする。

【取組み状況等】

○防府市市民活動支援センター

平成15年11月に市民活動の促進のため設置し、平成21年度から指定管理者制度を導入。

防府市市民活動支援センターは、防府市地域協働支援センター（市民活動支援センター部門を含む）の指定管理を受けたNPO法人市民活動さぼーとねっと管理・運営を行なっている。

市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、施設等の利用（会議室、印刷機器等）、人材の養成支援及び活動に関する相談などを実施。